

## 「地域医療構想調整会議」の設置

### 1 概要

構想区域その他の必要と認める区域ごとに、医療関係者、医療保険者その他の関係者との地域医療構想調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の病床の必要量を達成するための方策、その他の地域医療構想の達成を推進するため必要な協議を行う。  
(医療法第30条の14)

### 2 地域医療構想調整会議の設置・運営

項目	概要
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議</li> <li>②病床機能報告制度による情報等の共有</li> <li>③地域医療構想の推進に向けた取組（地域医療介護総合確保基金事業等）に関する事項</li> <li>④その他、地域医療構想の達成の推進に関する協議</li> </ul>
参加者の範囲・選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町などから選定する。</li> <li>・参加者については、必要に応じ、関係団体等に照会の上、選定する。</li> </ul>
開催時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>①定期開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議</li> <li>・病床機能報告制度による情報等の共有</li> <li>・地域医療介護総合確保基金の活用の検討</li> </ul> </li> <li>②随時開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じて、在宅医療等を含む地域包括ケアシステム、医療従事者の確保、診療科ごとの連携など、地域医療構想の達成の推進に関して協議すべき事項がある場合</li> <li>・医療機関が過剰な医療機能に転換しようとする場合等</li> </ul> </li> </ul>